

シルバー人材センター等からの役務の提供業務について

令和 7 年 4 月 14 日

大阪広域水道企業団契約規程第 12 条第 2 号に基づく、令和 7 年度における役務の提供を受ける業務内容等については、次のとおりです。

	契約名	履行場所	契約概要	期間	契約の相手方の決定方法及び基準
1	流木浄水場除草及び樹木管理業務委託	岸和田市流木町 472 番地	除草及び樹木管理業務 1 式	令和 7 年 4 月から 令和 8 年 1 月まで	1. 高年齢者の安定した雇用の促進、高年齢者の再就職の促進及び高年齢退職者に対する就業機会の確保ができる者 2. 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 41 条に規定する法人であり、かつ履行場所所在地の法人